

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年6月20日

【会社名】 日本管財株式会社

【英訳名】 NIPPON KANZAI Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 慎太郎

【本店の所在の場所】 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

【電話番号】 0798(35)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役財務部長 原田 康弘

【最寄りの連絡場所】 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

【電話番号】 0798(35)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役財務部長 原田 康弘

【縦覧に供する場所】 日本管財株式会社本社
(東京都中央区日本橋二丁目1番10号 柳屋ビルディング)
日本管財株式会社大阪本部
(大阪市中央区淡路町三丁目6番3号 御堂筋MTRビル)
日本管財株式会社九州本部
(福岡市中央区天神一丁目14番16号 福岡三栄ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月16日の当社第52期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円 総額722,069,796円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月19日

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)13名選任の件

福田 武、福田慎太郎、安田 守、徳山良一、高橋邦夫、城野 茂、原田康弘、赤井利生、大原嘉昭、天野健二、若松雅弘、松浦秀隆及び森本和彦を取締役(監査等委員であるものを除く。)に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

小南博司、山下義郎、小菅康太及び乾 新悟を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額改定の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額800,000千円以内に改定するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	287,464	252	0	(注)1	可決 99.91
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)13名選任の件					
福田 武	271,500	16,216	0		可決 94.36
福田 慎太郎	276,075	11,641	0		可決 95.95
安田 守	276,038	11,679	0		可決 95.94
徳山 良一	276,004	11,713	0		可決 95.93
高橋 邦夫	275,979	11,738	0		可決 95.92
城野 茂	276,016	11,701	0	(注)2	可決 95.93
原田 康弘	276,029	11,688	0		可決 95.94
赤井 利生	276,031	11,686	0		可決 95.94
大原 嘉昭	276,029	11,688	0		可決 95.94
天野 健二	276,004	11,713	0		可決 95.93
若松 雅弘	276,022	11,695	0		可決 95.94
松浦 秀隆	276,021	11,696	0		可決 95.93
森本 和彦	271,561	16,156	0		可決 94.38
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
小南 博司	269,055	18,659	0		可決 93.51
山下 義郎	258,613	29,101	0	(注)2	可決 89.89
小菅 康太	279,444	8,271	0		可決 97.13
乾 新悟	279,451	8,264	0		可決 97.13
第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額改定の件	278,845	8,872	0	(注)1	可決 96.92
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件	278,952	8,763	0	(注)1	可決 96.95

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使、当日出席の役員及び大株主の賛成により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の役員及び大株主以外の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。